

豚の飼養衛生管理基準が改正されます。

令和2年3月9日付けで豚の飼養衛生管理基準の改正が公布されました。改正後の飼養衛生管理基準が適用されるのは、令和2年7月1日からとなります。

なお、一部の取り組みについては猶予期間が設定されています。

改正内容の詳細は、農林水産省 HP（下記 URL）をご参照ください。

【 URL : https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html 】

◎主な改正項目（取組の目的ごとに、以下の①～④に体系化されました。）

① 家畜防疫に関する基本的事項

- ✓家畜所有者の責務を新設
- ✓飼養衛生管理にかかわるマニュアル作成、従業員・関係者への周知徹底を新設（※1）
- ✓野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- ✓衛生管理区域の考え方を明確化
- ✓放牧制限の準備措置を新設（※1）

② 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ✓野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- ✓畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設（※2）
- ✓畜舎ごとの専用の衣服・靴の使用を追加

③ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ✓野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- ✓衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設（※2）
- ✓肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時における処理及び管理方法を改正（※1）
- ✓更衣・車両の乗り降りの際の交差汚染防止措置を追加

④ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防

- ✓衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

（※）の項目については、猶予期間が設定されています。適用日は以下のとおりです。

（※1）：令和3年4月1日 （※2）：令和2年11月1日